		日号外	ページ
八〇	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件	一五49	三四
八一	サントメ・プリンシペ民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とサントメ・プリンシペ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一八	四
八二	ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件	一八	四
八三	武器貿易条約のスリナム共和国等による批准に関する件	一九	二
八四	カンボジアにおける生活環境改善及び防災能力向上支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件	一九	二
八五	スリランカ民主社会主義共和国における女性及び若者のための性及び生殖に係る健康及び権利並びに性別に基づく暴力に係る情報及びサービスへのアクセス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件	一九	二
八六	フィリピン共和国におけるミンダナオにおける和平の確立のための上水設備管理能力向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際労働機関との間の書簡の交換に関する件	一九	二
八七	フィリピン共和国におけるミンダナオにおける和平の確立のための農業訓練計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件	一九	二
八八	ラオス人民民主共和国における水害被災地域における学校及びその周辺地域の水と衛生に関する改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件	一九	二
八九	ラオス人民民主共和国における水害被災地域における学校教育セクターの復旧・復興支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件	一九	二
九〇	ラオス人民民主共和国における水害被災地域における住宅セクターの復旧・復興支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件	一九	二
九一	ラオス人民民主共和国における水害被災地域における農業セクターの復旧・復興支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件	一九	二
九二	紛失の届出により失効した旅券の告示	二〇54八六	二
九三	税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件	二二	二
九四	エリトリア国における予防接種拡大計画のためのコールドチェーン機材供与計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件	二二	二
九五 九六	パラオ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二二	二
九七	租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のジャマイカによる批准に関する件	二六	四
九八	アンティグア・バーブーダ政府に対する贈与に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間の書簡の交換に関する件	二六	四
九九	食糧援助に関する日本国政府とハイチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二六	四
一〇〇	円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二六	四
一〇一	セントルシア政府に対する贈与に関する日本国政府とセントルシア政府との間の書簡の交換に関する件	二八	三
一〇二	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件	二九63	四三

○財務省

五九	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンについて不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件	一	五
六〇	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件	一39七七	
六一	スペイン及び南アフリカ共和国を原産地とする電解二酸化マンガンの不当廉売関税について課税期間が満了した件	五	五
六二―六五	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八44一四六	
六六	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	八44一四六	
六七	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八44一四六	
六八―七五	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	八44一四六	
七六―七八	個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一二46一〇	
七九	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	一二46一七	三